

制度名	グリーン投資減税		
税目	法人税、所得税		
要望の内容	<p>(1) 制度のコンセプト          エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のために需要・供給両面において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。</p> <p>新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。</p> <p>こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2) 対象者          青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備（エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備）に対する投資を実施した者</p> <p>(3) 対象設備          エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれについてCO<sub>2</sub>削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、①個々の設備ごとに i) エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又は ii) 使用に際してのエネルギーの消費に係るCO<sub>2</sub>排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、②当該設備を本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化する。</p> <p>また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4) 措置の内容          政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果（エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大）が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却</li> <li>②中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</li> </ul> <p>(5) 措置期間          企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲40,340 百万円 (一 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> は、2030 年に 90 年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>(産業部門) 1990 年 : 487 百万トン → 2030 年 : 350 百万トン (▲27%)</li> <li>(運輸部門) 1990 年 : 217 百万トン → 2030 年 : 154 百万トン (▲29%)</li> <li>(業務部門) 1990 年 : 164 百万トン → 2030 年 : 104 百万トン (▲37%)</li> </ul> </li> <li>・ 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年までに 10%に達することを目指す。</li> </ul> </li> <li>○ 新成長戦略（平成 22 年 6 月） <ul style="list-style-type: none"> <li>(2020 年までの目標) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 50 兆円超の環境関連新規市場</li> <li>・ 140 万人の環境分野の新規雇用</li> <li>・ 日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>こうした政府レベルの目標に即し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。</p>		
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>エネルギーの環境への適合及びエネルギー需給構造の改革のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要である。</p> <p>また、新成長戦略（本年 6 月閣議決定）の観点からも、「再生可能エネルギーの普及拡大支援策や、低炭素投融資の促進、情報技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新」、「エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大や、ヒートポンプの普及拡大、LED や有機 EL などの次世代照明の 100%化の実現などにより、住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進」との記載もあるとおり、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が必要である。</p> <p>なお、エネルギーは、国民生活のあらゆる活動に必要とされることから、その環境への適合や安定供給の確保は国家的な課題であり、政府が主体として施策を講じることが必要不可欠である。</p>		
今回 の 一 回 理 由	合 理 性	政策体系における政策目的的位置付け	<p>エネルギー基本計画で示された「2030 年目標」を達成するとともに、新成長戦略で示された環境関連市場を創出し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する上で、税制を含めた政策総動員が重要である。</p> <p>本税制はエネルギー基本計画の目標達成税制として位置づけられる必要不可欠な措置である。</p> <p>(参考) 「エネルギー基本計画」（平成 22 年 6 月閣議決定）第 2 章第 4 節「政策手法のあり方」</p> <p>本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけ</p>

		<p>られるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である。</p> <p>また、非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第7条において、「政府は、非化石エネルギーの開発及び導入を促進するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。」こととされている。</p> <p>(政策評価体系における位置付け)  <b>政策目標</b> 3 地球環境の保全  <b>施策目標</b> 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
	政策の達成目標	<p>(産業部門)  ○産業部門において世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化を図る。  ○2030年には1990年比27%のCO<sub>2</sub>削減。</p> <p>(運輸部門)  ○必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを目指す。  ○2030年には1990年比29%のCO<sub>2</sub>削減。</p> <p>(業務部門)  ○ビル等の建築物については、2020年までに新築公共建築物などでZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を実現し、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。  ○2030年には1990年比37%のCO<sub>2</sub>削減。</p> <p>(新エネルギー部門)  ○2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について、10%に達することを目指す。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	<p>平成23年度～25年度</p> <p>エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量削減効果：  (産業部門) 12.2百万トン  (運輸部門) 1.1百万トン  (業務部門) 3.6百万トン  再生可能エネルギー導入拡大効果：1.5百万kI(原油換算)</p>
	政策目標の達成状況	<p>&lt;エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減目標&gt;  (2007年現在のCO<sub>2</sub>排出量→2030年の目標)  産業部門：467百万トン→350百万トン  25%の削減が必要  運輸部門：245百万トン→154百万トン  37%の削減が必要  業務部門：243百万トン→104百万トン  57%の削減が必要</p> <p>&lt;再生可能エネルギー導入目標&gt;  一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合 6%  (2008年)。目標は、2020年までに10%。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用事業者数(見込み)  平成23年度のべ67,000  産業部門：32,000  運輸部門：17,000  業務部門：17,000  再生可能エネルギー部門：1,000  (経済産業省ヒアリング調査を基に推計)  ※業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>&lt;平成23年度から平成25年度におけるエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減効果&gt;  (産業部門) 12.2百万トン  ※2030年には90年比27%のCO<sub>2</sub>削減を目標としているところ、上記は90年排出量の2%に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。  (運輸部門) 1.1百万トン</p>

	<p>※2030 年には 90 年比 29% の CO<sub>2</sub> 削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5% に相当し、一定の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。      (業務部門) 3.6 百万トン</p> <p>※2030 年には 90 年比 37% の CO<sub>2</sub> 削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2% に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。</p> <p>&lt;平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み&gt;</p> <p>1.5 百万 kJ (原油換算)</p> <p>※08 年の再生可能エネルギー量の 1% に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。      (運輸部門) 1.1 百万トン</p> <p>※2030 年には 90 年比 29% の CO<sub>2</sub> 削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5% に相当し、一定の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。      (業務部門) 3.6 百万トン</p> <p>※2030 年には 90 年比 37% の CO<sub>2</sub> 削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2% に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。</p> <p>&lt;平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み&gt;</p> <p>1.5 百万 kJ (原油換算)</p> <p>※08 年の再生可能エネルギー量の 1% に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。</p>
相 當 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税のグリーン化</li> <li>  電気自動車、燃料電池自動車 等</li> <li>・低公害自動車に係る自動車取得税の税率に関する軽減措置</li> <li>  電気自動車、燃料電池自動車 等</li> <li>・低公害用車燃料供給設備に係る特例措置</li> <li>  電気充電設備、水素充てん設備</li> <li>・自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置</li> <li>  電気自動車、燃料電池自動車 等</li> <li>・太陽光発電設備に係る課税標準の特例</li> <li>  太陽光発電設備</li> </ul>
	<p>○省エネルギー関連&lt;平成 22 年度予算ベース&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用合理化事業者支援事業 (270 億円)</li> <li>・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 (134 億円)</li> </ul> <p>○新エネルギー関連</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー等事業者支援対策事業 (289 億円)</li> </ul> <p>○次世代自動車の技術開発・導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 (124 億円)</li> </ul>
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。
要望の措置の妥当性	<p>エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。</p> <p>本税制は、①個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用的合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、②本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化することとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、上記のように予算措置で開発・実証された設備を本税制により普及拡大を図るというポリシーミックスを構築し、重</p>

		複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○本税制の新設に伴い廃止となる予定の「エネルギー需給構造改革推進税制」（エネ革税制）に関する実績</p> <table> <thead> <tr> <th>取得価額 (単位：百万円)</th> <th>特償実施額</th> <th>税額控除実施額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>560, 137</td> <td>85, 303</td> <td>5, 933</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>353, 956</td> <td>49, 344</td> <td>4, 691</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>343, 973</td> <td>158, 348</td> <td>3, 186</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>414, 251</td> <td>176, 223</td> <td>4, 772</td> </tr> </tbody> </table> <p>※経済産業省調査 ※平成 21・22 年度は即時償却が導入されている。</p>	取得価額 (単位：百万円)	特償実施額	税額控除実施額		平成 19 年度	560, 137	85, 303	5, 933	平成 20 年度	353, 956	49, 344	4, 691	平成 21 年度	343, 973	158, 348	3, 186	平成 22 年度	414, 251	176, 223	4, 772
取得価額 (単位：百万円)	特償実施額	税額控除実施額																				
平成 19 年度	560, 137	85, 303	5, 933																			
平成 20 年度	353, 956	49, 344	4, 691																			
平成 21 年度	343, 973	158, 348	3, 186																			
平成 22 年度	414, 251	176, 223	4, 772																			
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本措置によりエネルギー需給構造改革推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果が期待される。</p> <p>具体的には、経済産業省が実施したアンケート調査の結果を踏まえると、エネ革税制による平成 19 年度の総投資誘発額（エネ革税制が存在しなければ実現しなかったと考えられる投資額（投資促進額）に加えて、エネ革税制により後押しされた投資額を含むもの）は約 2, 784 億円であった。エネ革税制による平成 20 年度の総設備誘発額は、平成 20 年度の全産業における設備投資額の統計値（法人企業統計（財務省調査）の年次別調査結果）と同様に対前年比で -38. 3% になると仮定すれば約 1, 718 億円となるところ、実際にはアンケート調査による試算で約 2, 052 億円となり、これらの差分である約 334 億円分について本来であれば失われた可能性がある設備投資を底支えする効果があつたと考えられる。</p> <p>※平成 22 年度の事業評価においても、同様の評価を行っている。</p>																					
前回要望時の達成目標	<p>&lt;平成 23 年度までの目標&gt;</p> <p>(1) エネルギー需要構造の改革      「長期エネルギー需給見通し」に示された 2010 年度の産業部門のエネルギー最終消費量 172 原油換算百万 kI、業務他部門のエネルギー最終消費量 76 原油換算百万 kI の達成に向け、省エネ設備投資を促進する。</p> <p>(2) エネルギー供給構造の改革      「長期エネルギー需給見通し」に示された 2010 年度の新エネ導入量 1, 910 原油換算万 kI の達成に向け、新エネ設備投資を促進する。</p>																					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>上記の目標に対する現状は、以下のとおりであり、平成 23 年度の達成に向けて概ね順調であると評価できる。</p> <p>(1) エネルギー需要構造の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①産業部門のエネルギー最終消費量 2008 年度 : 162 原油換算百万 kI</li> <li>②業務他部門のエネルギー最終消費量 2008 年度 : 75 原油換算百万 kI</li> </ul> <p>(2) エネルギー供給構造の改革      ○新エネルギーの導入 2008 年度 : 13 原油換算百万 kI</p>																					
これまでの要望経緯		エネルギー需給構造改革推進税制を廃止して、本税措置を創設																				